

後期高齢者医療制度の保険料について

平成25年度後期高齢者医療制度の保険料率は下記のとおりです。
※原則として、静岡県内で保険料率は均一となります。

均等割額	37,900円
所得割率	7.39%
賦課限度額	550,000円

保険料の計算式

保険料＝均等割額37,900円＋所得割額

所得割額とは

基礎控除（33万円）後の総所得金額等×所得割率（7.39%）



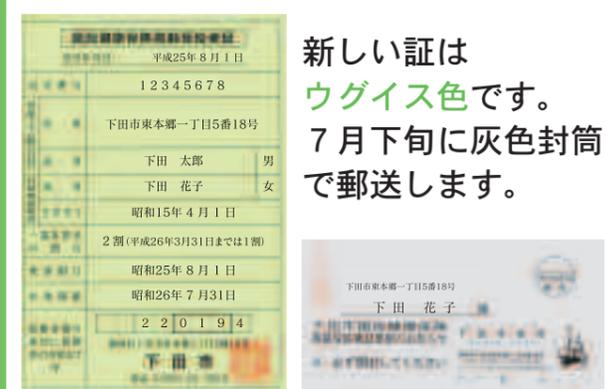
後期高齢者医療保険料のお知らせは8月中旬に郵送します

平成24年中の所得に基づき、8月に平成25年度の後期高齢者医療保険料を決定します。既に今年度の保険料を年金より納付（仮徴収）されている方は決定した保険料から納めていただいた額を差し引いた、残りの額を納めていただくことになります。

8月1日に

国保高齢受給者証と後期高齢者保険証が切り替わります

国民健康保険（70歳～74歳）

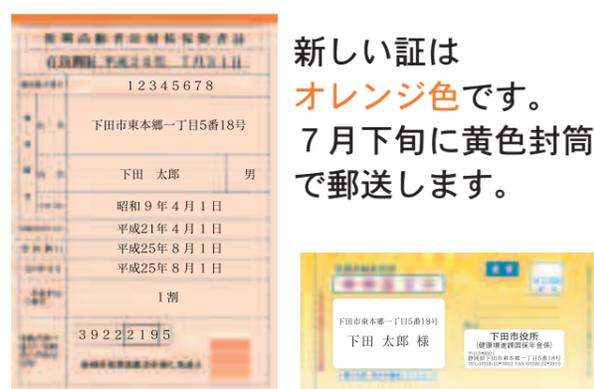


新しい証は
ウグイス色です。
7月下旬に灰色封筒
で郵送します。

高齢受給者証は70歳の誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から交付されます。

これから70歳になる方には、誕生月の下旬に随時高齢受給者証を郵送します。

後期高齢者医療制度



新しい証は
オレンジ色です。
7月下旬に黄色封筒
で郵送します。

後期高齢者医療制度は75歳の誕生日から加入します。

これから75歳になる方には誕生日の前月の下旬に随時後期高齢者医療保険証を郵送します。

～有効期限の過ぎた古い証は細かく裁断し、破棄してください～

通院の際には医療費限度額適用制度をご利用ください

医療費が高額になった場合、事前に「限度額適用認定証等」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までに抑えられたり、食事代が減額されます。

70歳未満の方

限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯の方）を交付します。

※国民健康保険税に未納があると限度額適用認定証は交付できません。

70歳以上の方

市県民税非課税世帯の方に限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

申請方法 保険証と認印を持参のうえ、健康増進課国保年金係までお越しください。

これら認定証の更新時期も毎年8月1日になります。引き続き利用される場合は再度申請が必要です。

※後期高齢者医療制度に加入の方で既に認定証をお持ちの方は自動更新され、8月中に送付します。

みんなでささえあい、たすけあい

国民健康保険 後期高齢者医療制度



申請・問合せ先 健康増進課国保年金係 ☎ 3922

国民健康保険税の税率が改定されました

国民健康保険の財源は、加入者の皆様に納めていただいている保険税と国・県・市などからの負担金等でまかなわれています。厳しい経済情勢による保険税の減少が見込まれる一方、医療費等の支出は今後も増加が予想されます。このような中、国・県・市からの負担金等を確保し、さらに不足する財源を保険税でまかなうため、条例改正により税率等を改定させていただきました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

区分	課税対象	医療分 税率 (改正前 → 改正後)	支援金分 税率 (改正前 → 改正後)	介護分 税率 ※1 (改正前 → 改正後)
所得割	前年中の総所得から基礎控除33万円を差し引いた額	5.5% → 改定なし	1.8% → 2.2%	1.4% → 1.8%
資産割	本年度の固定資産税額の内、土地及び家屋分の税額	32.0% → 改定なし	8.0% → 0%	8.0% → 0%
均等割	国民健康保険加入者1人につき	25,300円 → 改定なし	8,000円 → 9,600円	10,900円 → 12,000円
平等割	1世帯につき	20,600円 → 改定なし	6,100円 → 改定なし	4,500円 → 改定なし
課税限度 (上記4つの合計額の限度額)		51万円 → 改定なし	14万円 → 改定なし	12万円 → 改定なし

※1：介護分は、国民健康保険加入者の内、40歳以上65歳未満の方のみ対象で、医療分・後期高齢者支援金分に加算されません。（それ以外の方の所得や資産、人数などは、介護分の計算には影響しません。）

国民健康保険税のお知らせは7月中旬に郵送します

平成24年中の所得に基づき、7月に平成25年度の国民健康保険税額を決定します。既に送付されている仮算定額や仮徴収額を納付されている方は、決定した保険税から納めていただいた額を差し引いた、残りの額を納めていただくことになります。

非自発的失業者に対する保険税の軽減制度

リストラや倒産などの理由により、離職を余儀なくされた方の保険税を軽減する制度があります。

対象者

以下の両方の要件に当てはまる非自発的失業者が対象となります。

- ・離職日時時点で65歳未満。
- ・雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、「11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34」のいずれかに該当。

保険税の軽減内容

国民健康保険税は加入者の前年中所得等で算定されますが、非自発的失業者については、前年中の給与所得を30/100に減額した上で算定します。

申請方法

雇用保険受給資格者証と認印を持参のうえ、健康増進課国保年金係までお越しください。